

栃木市条例第 1 号

栃木市市民憲章審議会条例

(設置)

第 1 条 市民憲章の制定に当たり、必要な事項を審議するため、栃木市市民憲章審議会（以下「審議会」という）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 市民憲章の原案に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民憲章の制定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体を代表する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から市民憲章を制定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。